

認知症の進行によって使用できるサービス

認知症は、進行にともない、できることや体の症状が変わっていきます。
認知症を理解し、認知症の進行度や必要な介護に合わせて、支援の方法を考えていきましょう。

	自立	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
		物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
相談する				地域包括支援センター 認知症コールセンター		
医療				かかりつけ医・「もの忘れ」相談医 認知症疾患医療センター・認知症専門医		
介護サービス				【自宅】訪問介護 介護タクシー 訪問入浴 訪問看護 【通う】通所介護 通所リハビリテーション		
住まい（施設）				軽費老人ホーム 有料老人ホーム グループホーム 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設		
住まい（自宅）				住宅改修 福祉用具購入・貸与 住宅改修 短期入所生活介護（ショートステイ）		
生活のお手伝い				高齢者にやさしい住まいづくり 高齢者配食サービス まちなかタクシー		
見守り				緊急通報装置貸与		
清潔・身だしなみ				入浴施設（保原ふれあいセンター・寿センター・茶臼の里・やまゆり）	訪問理美容サービス	
財産・権利を守る				あんしんサポート	成年後見制度	

別紙「伊達市内の相談窓口」参照

利用には、介護サービスの申請が必要です。

裏面に、説明を記載しています。

伊達市 高齢者の福祉サービスなど

サービスの名前	説 明	問い合わせ
だっせんの会	認知症の家族同士の交流会や相談活動、研修会を開催しています。(1回/月)	伊達市高齢福祉課高齢支援係 電話：024-575-1125
高齢者にやさしい住まいづくり	自宅で自立した生活を継続できるように、手すり設置・段差解消等住宅改修費用の一部を助成します。	
高齢者配食サービス	高齢者の方で必要な方に対し、昼食時にお弁当を配達します。(1食400円 月～土曜日)	
緊急通報装置貸与	65歳以上の一人暮らし(日中のみ含む)高齢者の方、一人暮らしで重度の身体障がいをお持ちのかたで、住民税非課税世帯の方に対して、基本料無料で急病や災害時に通報できるよう通報装置を貸し出します。(住民税課税世帯の方は、基本料利用者負担で貸出可能)	
訪問理美容サービス	理美容店に出向くことができない高齢者の方が自宅にて理美容サービスを受ける際、出張費用の一部を助成します。	
成年後見制度	認知症、知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の財産の管理や日常生活を法律的に支援する仕組みです。	伊達市総合政策課政策調整係 電話：024-575-1142
まちなかタクシー	平日に利用できる「のりあいタクシー」です。利用には、登録が必要です。	
あんしんサポート (日常生活自立支援事業)	認知症高齢者・障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用手続きや生活費などの金銭管理をお手伝いします。利用には、社会福祉協議会との契約が必要です。(有料)	伊達市社会福祉協議会 電話：024-576-4050